

東京二十三区清掃一部事務組合「週休2日交替制工事」実施要領
運用ガイドライン

1 目的

本実施要領は、東京二十三区清掃一部事務組合の発注する工事において、発注者が週休2日に取り組むことを指定する「週休2日交替制工事」の労務費補正等の必要な事項を定め、受注者が技術者及び技能労働者の休日を任意に設定し、週休2日に取り組むことを目的とする。

【解説】

時間外労働の上限規制については、働き方改革関連法による改正後の労働基準法により法定化され、平成31年4月1日から施行されている。建設の事業については、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていたが、令和6年4月1日から適用されることとなった。

この対応として国は、発注機関毎に実施要領を定め、週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等を実施すること、そのうえで週休2日制対象工事であることを特記仕様書等で明記し工事発注するよう各自治体へ働きかけている。

こうした背景から、当組合の発注する工事において、受注者が技術者及び技能労働者の休日を任意に設定し、週休2日に取り組むことを目的に本実施要領を定めた。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、技術者及び技能労働者の4週8休以上の休日を交替で確保したと認められる状態をいう。

【解説】

本実施要領の「週休2日」とは、工事現場に従事する者が4週8休以上の休日を確保した状態を指す。「東京二十三区清掃一部事務組合『週休2日促進工事』実施要領」（以下「促進要領」という。）で定める週休2日とは異なる点に注意する。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完了日までの期間をいう。

(3) 従事期間

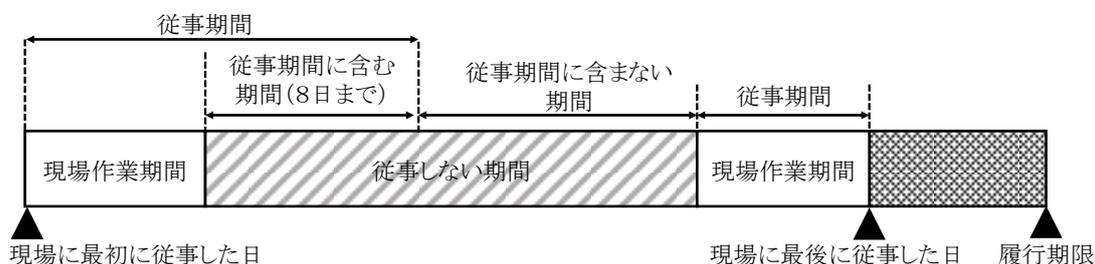
技術者及び技能労働者が、現場に最初に従事した日から、最後に従事した日までをいう。なお、期間内に現場に従事しない期間がある場合は、その期間は従事期間に含まないものとするほか、受発注者間の協議により、従事期間について適宜設定することができる。

【解説】

(3) 従事期間の考え方

従事期間は原則として「現場に最初に従事した日から、最後に従事した日まで」とする。ただし、従事期間内に現場に従事しない期間（以下「従事しない期間」という。）がある場合は、従事期間に含まないものとしている。これは従事しない期間が長い場合に、全ての日数を休日とすると休日日数の割合が高くなり、実情の休日割合とかけ離れるためである。そこで休日日数の割合の算出においては、従事しない期間のうち、8日までを従事期間、9日以降を従事期間に含まない期間として扱う。

ただし、これにより難しい場合は受発注者間の協議により、従事期間について適宜設定する。



(4) 4週8休以上

従事期間に対する技術者及び技能労働者の休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

(4) 休日率は以下を参考に算出する。これにより難しい場合は受発注者間の協議による。

ア 従事期間の合計が28日以上の場合

(ア) 従事しない期間が無い場合

休日の日数及び従事期間の日数に「休日の振替を考慮した日数」及び「2日」

※₁を加え以下の式で算出する。

$$\text{休日率} = \frac{K + F + 2}{J + F + 2} \times 100$$

K：休日の日数 J：従事期間の日数 F：振替休日の日数を考慮した従事期間の日数

※1 「休日の振替を考慮した日数」及び「2日」を加えて算出する理由

以下のとおり現場に従事した例を考える。

	日	月	火	水	木	金	土
1週目		◎	○	○	○	○	●
2週目	■	○	○	○	○	○	●
3週目	■	○	○	○	○	○	●
4週目	■	○	☆	□	□	□	

◎：現場に最初に従事した日 ○：従事した日 ■：休日

●：休日を振り替えて従事した日 □：振替休日

☆：現場に最後に従事した日 ■：従事期間

上記のとおり従事した場合、週休2日を達成できているにも関わらず、計算上、週休2日が達成できていないことになる。

(従事期間：23日、休日日数：3 ⇒ 休日率 = $(3 / 23) \times 100 = 13.0\%$)

そこで、初週及び最終週の休日である2日を加算し、現場に最後に従事した日の後に休日を振り替えたこととして、以下のとおり週休率を算出する。

	日	月	火	水	木	金	土
1週目	■	◎	○	○	○	○	●
2週目	■	○	○	○	○	○	●
3週目	■	○	○	○	○	○	●
4週目	■	○	☆	□	□	□	■

◎：現場に最初に従事した日 ○：従事した日 ■：休日

●：休日を振り替えて従事した日 □：振り替えて休日とした日

☆：現場に最後に従事した日 ■：従事期間

■：初週及び最終週の休日を考慮した従事期間

■：振替休日の日数を考慮した従事期間

この場合の休日率の算出方法は以下のとおりとなる。

K：休日の日数＝3日、J：従事期間の日数＝23日、F：振替休日の日数を考慮した従事期間の日数＝3日であるので

$$\text{休日率} = \frac{3 + 3 + 2}{23 + 3 + 2} \times 100 = 28.5\%$$

となり、実情と一致する。

ただし、振替休日の日数を考慮する場合、休日の振替は前後1か月以内とする。

「初週及び最終週の休日を考慮した従事期間」を2日とする理由については、「東京二十三区清掃一部事務組合『週休2日促進工事』実施要領運用ガイドライン（以下「促進ガイドライン」という。）」の「※1 2日を加え算出する理由」を参照する。

(イ) 従事しない期間がある場合

$$\text{休日率} = \frac{K + F + C + (N + 1) \times 2}{J + F + C + (N + 1) \times 2} \times 100$$

K：休日の日数〔日〕 J：従事期間の日数〔日〕

F：振替休日の日数を考慮した従事期間の日数〔日〕

C：現場に従事しない期間のうち従事期間に含む期間の日数〔日〕

N：従事しない期間の回数〔回〕

★ 現場に従事しない期間がある場合の計算例

現場に従事しない期間が1回ある場合の休日率の計算方法の例を示す。

	日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土
1週目		◎	○	○	○	○	○	6週目							
2週目	○	○	○	○	○	○		7週目							
3週目								8週目		○	○	○	○	○	○
4週目								9週目	○	○	○	○	○	☆	
5週目								10週目							

◎：現場に最初に従事した日 ○：従事した日 ☆：現場に最後に従事した日

このような場合は、以下のとおり従事したとして休日率を算出する。

	日	月	火	水	木	金	土		日	月	火	水	木	金	土
1週目		◎	○	○	○	○	○	6週目							
2週目	○	○	○	○	○	○		7週目							
3週目								8週目		○	○	○	○	○	○
4週目								9週目	○	○	○	○	○	☆	
5週目								10週目							

◎：現場に最初に従事した日 ○：従事した日 ☆：現場に最後に従事した日

：従事期間 ：初週及び最終週の休日を考慮した従事期間

：振替休日の日数を考慮した従事期間

：現場に従事しない期間のうち従事期間に含む期間

計算結果は次のとおりとなる。

K：休日の日数＝0〔日〕、J：従事期間の日数＝24〔日〕 F：振替休日の日数を考慮した従事期間の日数＝4〔日〕、C：現場に従事しない期間のうち従事期間に含む日数＝8〔日〕、N：従事しない期間の回数1〔回〕となるので、休日率は

$$\text{休日率} = \frac{0 + 4 + 8 + (1 + 1) \times 2}{24 + 4 + 8 + (1 + 1) \times 2} \times 100 = 40.0[\%]$$

イ 従事期間の合計が28日未満の場合

従事期間を「28日」、休日日数を「28－従事した日の日数」として算出する。

$$\text{休日率} = \frac{28 - S}{28} \times 100$$

S：従事した日の日数

- (5) 交替制
対象期間において、技術者及び技能労働者が4週8休以上の休日確保を交替で行ったと認められる状態をいう。
- (6) 技術者及び技能労働者
施工体制台帳上の元請及び下請技術者等のことをいう。

【解説】

- (6) 「技術者及び技能労働者」は、施工体制台帳に記載される技術者等をいい、元請け及び下請けの現場代理人も含まれる。このほか、作業員名簿に記載される労働者も含まれる。

3 対象工事

「東京二十三区清掃一部事務組合『週休2日促進工事』実施要領 3 対象工事」において、週休2日促進工事の対象外とした工事に適用する。この場合、対象工事である旨等の明示は、工事特記仕様書に記載するものとする。

【解説】

本実施要領の適用範囲は、以下のとおりとする。

- ・ 本実施要領は、令和6年4月1日以降に契約する工事に適用する。
- ・ 工事主管課長の判断で促進要領の対象外としたものに適用する。
- ・ 修繕については、「東京二十三区清掃一部事務組合工事施行規程（以下「施行規程」という。）」第2条第1号で規定する工事に該当するものについて本実施要領を適用する。
- ・ 委託（施行規程第30条で定める設計等の委託を含む。）及び令和6年3月31日以前に契約した工事※₂には本実施要領を適用しない。

※2 契約期間が複数年度の工事で、令和6年3月31日以前に契約したものは、令和6年4月1日以降の契約部分に契約変更があった場合でも本実施要領を適用しない。

4 積算方法等

- (1) 補正方法
週休2日促進工事において、以下の補正係数により労務費を補正する。
- ア 複合単価
複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数1.05を乗じて補正する。
- イ 市場単価等
市場単価及び建設資材定期刊行物の掲載価格（市場単価以外の材工単価）（以下「市場単価等」という。）は、表1から表3の補正率を乗じ、単価を補

正する。

ウ 労務単価

単価表の額に1.05を乗じて補正する。

エ 合成単価

合成単価の中に「複合単価」、「市場単価等」、「労務単価」を使用している場合は該当する単価に上記ア～ウの補正を行う。

オ その他の単価

補正しない。

(2) 積算及び変更方法

4週8休以上を前提に、(1)により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。交替制の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、必要に応じて工事請負契約書第23条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

【解説】

- (1) 補正率は、本実施要領と促進要領のどちらも同じ補正率である。
- (2) 労務費の補正は週休2日の達成への取組に必要な経費を計上するものであるため、週休2日の達成に必要な取組を行わなかった結果、4週8休に満たなかった場合に減額する。

5 交替制の確認方法

- (1) 受注者は技術者及び技能労働者の休日確保状況の確認方法を発注者に提示する。
- (2) 受注者は工事の進捗に合わせ適宜、(1)で定めた技術者及び技能労働者の休日確保状況及び休日率を発注者へ報告する。

【解説】

- (1) 受注者は技術者及び技能労働者の休日確保状況の確認方法を、発注者に提出する施工計画書等に記載する。

施工計画書に記載する場合の記載例

(休日確保状況の確認どのように行うか、発注者への報告はどのような方法で行うかを記載する。)

・休日確保状況の確認方法

出勤表により確認を行う。

・発注者への報告

週休2日が達成できる場合は工期末までに、達成できない場合は達成できないことが分かった時点で休日率の一番低い従事者の休日率を報告する。

- (2) 受注者は、週休2日が達成できる場合は工期末までに、達成できない場合は達成できないことが分かった時点※₃で、休日率を発注者に報告する。このほか、発注者に報告を求められた場合は、書面で提出する。

発注者は、減額の必要があると認めた場合、工期末（指定部分がある場合は指定部分の工期末）までに契約変更手続きを完了する。

なお、特別な場合の減額の契約変更の手続きについては、促進ガイドラインを参照する。

- ※3 従事期間における振替等で一時的に休日率が28.5%以下となった場合でも、工期末までに週休2日を達成できる見込みがある場合は、報告不要とする。

報告書の記載例

本工事において、以下のとおり週休2日を達成できたので報告します。

- ・休日率の一番低い技術者及び技能労働者の休日率：28.5%

6 留意事項

- (1) 交替制の実施状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (2) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- (3) 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間や概成工期を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。また、受注者は、他業種への工期のしわ寄せが生じないように、概成工期を考慮したうえで実施工程表を作成すること。
- (4) 監督員は、統括安全衛生責任者等を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、実施工程表等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者等を選任している受注者が不在となる場合の体制について必要な調整を行う。

【解説】

週休2日の達成を受注者に任せきりにせず、発注者は受注者が週休2日を達成できるように努めること。例えば、交替制の実施状況の確認のために報告書として技術者及び技能労働者全員分の出面表を提出させることなどは、受注者の負担が増えることとなる。このような指示は週休2日の阻害となるため行わない。